

## 公告

令和2年5月21日

豊橋市長 佐原 光一

公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、下記のとおり必要書類を提出してください。

### 記

#### 1 公募型プロポーザルに付す事項

##### (1) 業務名

豊橋市栄養管理システム開発業務

##### (2) 業務内容

別紙「豊橋市栄養管理システム開発業務仕様書」のとおり

##### (3) 契約上限価格及び提案上限価格

以下の価格を超過した場合は失格とする。なお、算出にあたっては別紙「豊橋市栄養管理システム開発業務」費用積算表を用いて計算すること。

ア 契約上限価格 開発費用（構築費用及びカスタマイズ費用）

金12,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

イ 提案上限価格 運用費用（60か月分）

金9,600,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

合計 金22,400,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

##### (4) 委託期間

契約締結の日から令和3年3月31日（水）まで

#### 2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件

プロポーザルの提案資格は、プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において次の各号に掲げる要件をすべて満たすこととする。

(1) 令和2・3年度豊橋市入札参加資格者名簿（物品等）の営業種目が中分類：08コンピュータサービス、小分類：01システム開発について登録されていること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(3) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領」による指名停止の期間がないこと。

(4) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「豊橋市が行う事務または事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成26年3月26日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除処置を受けていないこと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続き開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続き開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続き開始又は再生手続き開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) プライバシーマークや ISO27001 等、第三者機関の審査によるセキュリティ基準の認定を取得していること。
- (7) 平成27年度以降に、元請けにて、国、地方公共団体が発注する栄養管理システムを導入した実績を有する者であること。

### 3 参加手続

#### (1) 担当部署及び問い合わせ先

〒440-8501

愛知県豊橋市今橋町1 豊橋市教育委員会保健給食課

電話：0532-51-2821

ファックス：0532-56-8300

電子メールアドレス：[hokenkyushoku@city.toyohashi.lg.jp](mailto:hokenkyushoku@city.toyohashi.lg.jp)

#### (2) 実施要領等の入手方法

下記ホームページからダウンロードすること。

豊橋市教育委員会保健給食課ホームページ：

<http://www.city.toyohashi.lg.jp/42229.htm>

#### (3) プロポーザル参加意向申出書

##### ア 提出期限

令和2年6月8日（月）午後5時必着

##### イ 提出場所

(1) に同じ

##### ウ 提出部数

1部

##### エ 提出方法

郵送（書留郵便に限る）

##### オ 提案資格

提案資格確認後、「提案資格確認結果通知書」により、提案書等の提出等について通知する。

#### (4) 提案書等の提出

##### ア 提出期限

令和2年6月26日（金）午後5時必着

##### イ 提出場所

(1) に同じ

ウ 提出部数

提案書 16 部 ( 正本 1 部、副本 15 部)

併せて電子データ (CD-R または DVD-R を 1 枚) も提出すること。

※副本には提案者名が特定できるような社名ロゴ等の記述をしないこと。

エ 提出方法

原則、ゆうパックや宅配便等による直接受け渡しが必要のない方法での提出とするが、特段の事情がある場合に限り持参も可とする。ただし、持参する職員は、持参する日において新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言下の都道府県に所在を置く事業所や営業所等に勤務する職員以外の者とする。

(5) DVD ディスクの提出

ア 提出受付期間

一次評価結果通知を受けた日から令和 2 年 7 月 21 日 (火) 正午 (必着) までの間。

イ 提出場所

(1) に同じ

ウ 提出枚数

DVD ディスク 11 枚 (正 1 枚、副 10 枚。参加者による提案書に関するプレゼンテーションの動画等を収めたものとし、データ DVD 形式で記録すること。なお、プレゼンテーションに係る収録時間は 30 分以内とする)。

※正のディスクにはラベル等により記録面ではない方の面に業務名、提案者名を明示し、副のディスクには提案者名が特定できるような社名、ロゴ等の記述をしないこと。

エ 提出方法

(4) 提案書等の提出 エ 提出方法に同じ

4 評価の方法及び契約候補者の選定

提出された提案書等 (以下、3 参加手続、(4)、(5) による提出物をいう。) について、「豊橋市栄養管理システム開発業務プロポーザル評価委員会」において下記のように評価を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手続を行う。

(1) 第一次審査 (機能要件評価及び価格評価)

提案者が多数の場合には、第二次審査対象者を 3 者程度に絞り込むものとする。

また、機能要件確認のため、以下のとおりヒアリングを実施する。

なお、提案者が 3 者以下の場合でも開催する。

ア 日程 令和 2 年 7 月 1 日 (水) から 13 日 (月) 頃まで

イ 持ち時間 1 者あたり 3 時間程度を想定

※ヒアリングは、Web により行う。時間、留意事項等については、別途通知する。

(2) 第二次審査 (提案書評価)

提案書内容の確認のため、以下のとおりプレゼンテーションにおける審査を実施する。  
また、審査の方法は、評価委員が提案者による提案書についてのプレゼンテーション  
を収めたDVDディスクの内容等により審査する。

日程 令和2年7月29日（水）予定

## 5 注意事項

- (1) 提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は返却しない。
- (3) 次に該当する提案は、無効とする。
  - ア 本公告に示した提案資格を有しない者の提案
  - イ 提案書等に虚偽の記載、記録をした者の提案
  - ウ 提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案
  - エ 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

## 6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び、通貨及び単位  
日本語及び、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (2) 契約書作成の要否  
要
- (3) その他詳細は、「豊橋市栄養管理システム開発業務プロポーザル実施要領」による。